

復興庁「被災地企業の資金調達等支援事業」 支援案件公募要領(第二期)

被災地では、産業復興の実現に向けた取組が求められています。本事業はこの点を踏まえ、自立的な資金調達手法であるクラウドファンディング（以下「CF」という。）を活用し、新商品開発・町のにぎわい回復等に取り組もうとする被災地事業者等の多様な事業主体を支援することで、復興の加速化を目指すものです。

そこで、本要領に基づき支援案件を募集しますので、以下1. の支援対象となり得るクラウドファンディング案件の実施意向を有する事業者、自治体、NPO、イベントの実行委員会等の定款と名簿を備えた任意団体（以下、「事業者等」という。）におかれては、積極的に応募頂くようお願いいたします。

1. 支援対象事業

(1) 本事業の支援対象となる案件は、以下のいずれかとします。（例示はあくまで明確化のための記載であり、特定の業種や事業を対象とするものではありません。）

- 被災地域内の事業者又は、被災地域内で営業を行っていた事業者が実施する案件
（例：酒蔵の再建、新商品の製造販売等）
- 被災地域産の原料を活用する等、被災地の経済活動の促進に資する案件
（例：都内で開催される復興関連イベント等）
- 被災地域の知名度を向上させる等、風評・風化の防止に資する案件
（例：町民劇で街を元気にする取組等）
- 被災地域の、にぎわい回復、なりわいの再生に資する案件
（例：空き店舗を活用したコミュニティスペースの構築等）

(2) 支援事業は、外部有識者により構成される審査委員会において、資金調達の実現性、プロジェクトの実行可能性を総合的に審査し決定いたします。（この際、本事業全体を通じた令元年度の成果目標として、「CFが実施された件数」を60件、「事業者等が資金調達できた額の総額」を1.2億円としている点も考慮します。）なお、他の公的支援事業の対象となっていない事業者や、これまでにCFにより資金調達が成功させた経験がない事業者は、支援対象として優先される場合があります。

2. 採択後の支援内容

支援案件ごとに、本事業の地域コーディネーター及び事務局が派遣する専門家が、CFによる資金調達を支援します。

具体的な支援内容の例としては以下のとおりです。

専門家の業務	業務定義
ライティング	C F ページ作成における「掲載文章の構成、文章ライティング、広報文章の作成」に関する指導、実行すること
写真、映像撮影	C F ページ作成における、返礼品の写真やページ内に掲載する写真・動画の撮影の指導、実行すること
映像編集	C F ページ作成における、ページ内に埋め込む動画編集の指導、実行すること
デザイン	C F ページ作成における、返礼品や挿絵デザインの指導、実行すること。ただしC F 案件に直接関係のない、事業者 WEB ページの作成や、プロダクトのデザイン等はこれに含まないこととする
マーケティング	<ul style="list-style-type: none"> ・返礼品の設計や配送オペレーション、C F に紐づくプロジェクトの企画の指導、実行すること ・C F 案件を周知するにあたり、SNS 発信の指導、実行すること ・C F のプロジェクト形成に資する事業/経営企画の指導、実行すること

専門家の派遣費用等（交通費、経費を含む）については、復興庁が負担します（ただし金額には上限があります）。具体的には、本事業の専門家プールに登録されている専門家に対して、支援内容に応じた対価（経費を含む）として「目標金額の 12%（最大 60 万円まで）」を上限に、地域コーディネート機関、もしくは事務局より支払います。（いずれも税込の金額です。）

3. 募集期間（第二次募集）

令和元年 9 月 1 日（土）受付開始 ～ 令和元年 10 月 31 日（木）〆切

応募状況等に鑑み、支援に要する費用の見積もりが所定の水準に達した場合は募集を終了します。

4. 応募方法

別途「『令和元年度 被災地企業の資金調達等支援事業』エントリーシート」を作成のうえ、以下の提出先まで メールにより 提出して下さい。エントリーシートの記入にあたり、事務局または地域コーディネート機関（岩手県、宮城県及び福島県それぞれに配置）によるサポートが必要な場合は、お問い合わせ下さい。

【応募方法に関する問い合わせ・エントリーシート提出先】

一般社団法人 R C F 内「被災地企業の資金調達等支援事業」事務局

担当：中尾 伊勢

メールアドレス：cf@rcf.co.jp TEL：03-6447-0041 FAX：03-6447-0048

5. 提出後の手続等

提出された「支援事業申請書」等を基に、1.（1）（2）に基づき、審査委員会による総合的な審査の結果、承認が得られた案件につき支援を開始します。なお、審査に必要な範囲で、事務局から電話あるいはメール等によるヒアリング等を行う場合があります。

6. その他留意事項

- (1) 提出していただいた応募書類等は、返却しませんので、ご注意ください。
- (2) 支援を実施した案件について、支援対象事業の概要、支援の内容および成果については事業者による事業の遂行を妨げない範囲において公表されること、他被災地における復興事業の実施普及のために検討事例として活用されることを前提に応募して下さい。
- (3) 本事業においては、復興庁が所管する東日本大震災事業者再生支援機構の支援先企業に対し、10 枠を目安とし、推薦枠を割り当てることとしております。
- (4) ご不明な点がある場合は、上記事務局にお問い合わせください。

以上

※本要領は、事業進捗に応じて改訂する場合があります。
(第 1 版：令和元年 8 月 28 日策定)